

各発注者における復旧・復興事業の 施工確保対策

○ 国土交通省東北地方整備局	1
○ 農林水産省	9
○ 岩手県	13
○ 宮城県	17
○ 福島県	24
○ 仙台市	34

国土交通省東北地方整備局における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月
国土交通省東北地方整備局

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・活用状況（港湾空港関係除く：12月31日現在）、142件（H24-36件、H25-106件）
 - 平成24年度：海岸復旧工事・河川復旧工事等で36件に適用し、7件に申請受付（1JV）。内1件でJVが落札。
 - 平成25年度：1JVの参加資格を確認済み。河川復旧工事・道路改良工事等で106件に適用し、現時点で申請なし。
- ・活用状況（港湾空港関係：12月31日現在）40件（H24-27件、H25-13件）
 - 平成24年度：2JVの参加資格を決定済。27件に適用し、うち1件でJVが落札。
 - 平成25年度：2JVの参加資格を決定済。13件に適用し、現時点で申請なし。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・港湾空港関係：12月31日現在、福島県相馬港工事1件に適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月17日公表し、2月20日以降適用。（1回目）
 - ・平成24年6月19日公表し、6月21日以降適用。（2回目）
 - ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。
- ※平成25年4月1日改訂については、4月1日以降契約工事に適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月17日日本省通知。
- ・インフレスライドの適用状況
 - 平成24年2月の労務単価改定を基準日とする適用：2件
宮城県内道路等2件処理済み
 - 平成24年6月の労務単価改定を基準日とする適用：16件
岩手県内建築1件、宮城県内道路等15件処理済み。
 - 平成25年4月の労務単価改訂を基準日とする適用：
（港湾空港部分除く：11月30日現在）174件処理済、137件協議中
岩手県内道路等70件処理済・15件協議中
宮城県内道路等74件処理済・97件協議中
福島県内道路等30件処理済・25件協議中。
（港湾空港関係：12月31日現在）5件処理済、22件協議中

岩手県内港湾4件処理済、5件協議中、
宮城県内港湾1件処理済、1件協議中、
福島県内港湾16件協議中。

(単品スライド)

- ・アスファルト類における対応について、平成25年1月28日付け事務所に通知。
- ・コンクリート類についての運用について、平成25年4月8日付け事務所に通知。
- ・単品スライドの適用状況：
 - H24-岩手県内道路4件・港湾1件処理済み。
(道路はすべてアスファルト合材、港湾はコンクリート)
 - H25- (港湾空港部分除く：11月30日現在) 宮城県内海岸1件処理済(生コン)。
(港湾空港関係：12月30日現在) 岩手県内港湾2件処理済(全てコンクリート)。

(5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年2月14日日本省通知、4月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
東北6県において適用の旨3月9日付けで事務所通知。
- ・さらに、被災三県においては、市町村をまたがなくとも工事箇所毎の間接費の算定を可能とする旨、平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績 (11月30日現在) : 契約した工事45件(H24-29件、H25-16件)

- H24-岩手県内道路等6件、宮城県内道路14件、福島県内道路等9件
- H25- (11月30日現在) 岩手県内道路1件・宮城県内道路等6件・福島県内道路9件

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・被災地外からの労働者の確保に要する追加費用への対応については、平成24年2月29日日本省通知、3月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
- ・被災三県適用について3月9日付けで事務所通知。
被災三県発注の全工事に適用。
- ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について積上により設計変更を可能とする旨については、平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績 :

- H24-岩手県内道路4件・宮城県内道路等9件・福島県内道路1件変更契約済み
港湾空港関係工事 5件(岩手県内3件・福島県内2件) 変更契約済み。
- H25- (11月30日現在) 岩手県内道路4件・宮城県内道路等8件・福島県内道路4件変更契約済み
港湾空港関係工事 (12月31日現在) 3件契約変更済、13件協議中

(岩手県内5件契約変更済、11件協議中)
(宮城県内港湾1件変更済)、(福島県内港湾2件協議中)

- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・本件適用の工事なし。
 - ・資材価格の一部(対象：生コン・アスコン・砕石類)の積算に経済調査会・建設物価調査会調査の速報値を(毎月10日調査速報値を毎月15日HPで公表)を活用することで代用。(被災三県平成24年8月以降入札工事に適用)
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
 - ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、9月19日運用マニュアル通知。
- 現在の実績：
- ・H24-岩手県内道路1件(砕石)・宮城県内河川1件(仮設材)、海岸1件(石材等) 港湾空港関係(石材等)13件変更済み(岩手県内3件、宮城県内7件、福島県内3件)
 - ・H25- (11月30日現在) 岩手県内道路1件(砕石)、宮城県内河川5件(仮設材)、海岸1件(生コン) 変更済み。
(港湾空港関係：12月31日現在)(石材等)28件変更済(青森県内5件、岩手県内17件、宮城県内2件、福島県内4件)、20件協議中。
- 生コンクリートについて、コンクリートミキサ船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し、建設現場で生産している工事。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港、福島県相馬港)
 - 防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施している工事。(岩手県釜石港)
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
- ◇建設資材対策東北地方連絡会開催
- ・H23-3回開催、H24-3回開催
- H25-第1回 H25.4.24、第2回 H25.8.6、第3回 H25.12.25 ※実施状況は別紙のとおり
- 建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で共有。資材ひっ迫状況等必要に応じ、資材別地区別での情報連絡会を開催し、需給に関する情報共有・調整を実施。
- ※生コンプラント建設の動き：被災3県(沿岸地区)において東日本大震災以降、現在まで7プラント(民間 10〔うち港湾専用1〕)が新たに稼働。
- ◇建設資材対策東北地方連絡会〔災害公営住宅専門部会〕開催
- ・H25 新たに部会設立 第1回 H25.9.6
- 被災地の早期の住宅再建を目指し、災害公営住宅の整備等の施工確保を図るため、建築資材の需給見通し等について並びに建築資材確保に係る課題・問題点と対応について情報交換・情報共有を図る。
- (構成機関：被災3県仙台市、UR、東北地整、建設業団体、住宅生産団体、被災3県地域型復興住宅推進協議会)

(10) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

- ・東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について、平成25年4月1日付け事務所に通知。
 - ・東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料補正の運用について、平成25年4月19日付け事務所に通知。
- 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、ブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）を使用し、平成25年4月1日以降契約手続を開始する全ての工事に適用。

(11) 土工とコンクリート工（32工種）における復興歩掛（日当たり作業量を10%低減）の活用

- ・平成25年9月12日付本省通知及び積算基準書公表。10月1日以降適用。
- ・被災3県適用について平成25年9月12日付事務所に通知。

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 事務所契約締結権限の拡大

【従 来】分任支出負担行為担当官（以下「事務所」という。）における契約締結権限（金額）が制限されているため、発注本数の増加による発注事務の遅れが懸念される。

↓

【現 在】被災エリア内事務所の契約締結権限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図る。

- ・平成23年12月1日（港湾空港部は平成23年4月13日）より適用し、12月31日現在、H23-78件、H24-262件、H25-134件の適用。
港湾空港部は、12月31日現在、H23-57件、H24-65件、H25-13件の適用。

(2) 工事規模の拡大に伴う発注標準の配慮

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、効果的に事業を展開し、技術者不足に対処するためには、各々の工事規模を拡大する必要がある。一方で、工事規模の拡大は、発注標準等級の上昇を招くため、従来当該等級の工事を受注していた地域精通度の高い事業者が受注できなくなるというミスマッチが生じることが懸念される。

↓

【現 在】一般土木工事等のうち技術的難易度の低いものについては、発注標準上位等級への参入を可能とすることで事業者の受注機会の確保を図る。

- ・平成23年12月1日（港湾空港部は平成23年5月13日）より適用し、12月31日現在、H23-29件、H24-77件、H25-88件に適用。
港湾空港部は、12月31日現在、H23-39件、H24-29件、H25-5件に適用。

(3) 地域要件の拡大

【従 来】東日本大震災の復旧・復興工事を円滑に施工するためには、不足する技術者や技能

者を広域的な観点から確保する必要がある。

↓

【現 在】一般土木C工事（拡大C含む）の一部工事において、入札参加者の応募資格を従来県内に本店を有する企業から東北管内に本店を有する企業まで拡大し工事の円滑な施工を確保する。

- ・平成24年6～7月の海岸復旧工事10件に適用。内1件について県外企業が受注。
- ・その後河川復旧工事等に適用中。地元企業の手持ち状況を勘案し適宜活用を図る予定。
- ・また、不調対策として、再公告に当たり地域要件の拡大を適用し対応中。
- ・12月31日現在、64件に適用（H24-42件、H25-22件）し、内6件（H24-6件）で県外企業が受注。（先の海岸復旧工事を含む。）

（4）一般土木Cランク工事の大型化

【従 来】被災三県において、復旧・復興事業の本格化に伴い、一般土木Cランク工事の発注本数が激増することが見込まれるため、発注者・参加企業双方の業務量が増加すると共に、参加企業にとっては、技術者不足が深刻化することが懸念される。

↓

【現 在】技術的難易度の低い、一般土木Cランク工事の発注標準を特例により3億円以上でも可とし、発注ロットを大型化することで、発注者・参加企業双方の業務量の軽減・効率化・参加企業の技術者不足への対応を図り、併せて、地元精通した企業（地元C企業・[東北管内本店C企業（再公告時地域要件拡大試行）・復興JV]）が参加し易い環境を整え、企業の受注意欲増大を図る。

- ・平成24年9月3日以降公告案件より適用。
12月31日現在、81件（H24-36件、H25-45件）に適用。

（5）総合評価落札方式における技術提案一括審査入札方式の試行

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、発注案件毎に異なった技術提案を求め各々審査することは、技術提案の作成に関する参加企業の負担、その評価に関する発注者の負担が増し、復旧・復興事業の円滑な推進への影響が懸念される。

↓

【現 在】工事内容に照らし要求する技術提案のテーマを共通化することのできる工事については、複数の工事に対して1つの技術提案のみを求め、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用することで、発注者・参加企業双方の業務負担を軽減すると共に、スピーディな復旧・復興事業の進捗に寄与する。

- ・平成24年9月3日以降公告案件より適用。
- ・12月31日現在、66公告（計171工事）（H24-27公告（計73工事）、H25-39公告（計98工事））に適用。
（港湾空港関係）
- ・平成24年8月29日以降公告案件より適用。
- ・12月31日現在、H24-1公告（計2工事）、H25-1公告（計2工事）

（6）建設資材・労働力確保のための「余裕期間」の活用

【従 来】被災三県において、多くの工事が年度末に完成する状況に対し、年度末を跨ぎ発注

される工事においては、受注者の施工体制（専任の技術者）確保及び建設資材・労働者の確保が困難となり、入札不調の増加を招く恐れがある。

↓

【現 在】被災三県において、重複する工事期間（年度末迄等）に対して「余裕期間」を設定し、かつ余裕期間内の技術者の専任を要しないとする取り組みを行うことにより、監理技術者等専任の技術者が停滞無く次の復興工事の担当を可能とすること、及び建設資材、労働者確保の計画的な準備を進めることが可能となり、受注者の円滑な工事施行体制の整備が図られる。

- ・平成 24 年度末までに発注される工事に適用。(平成 25 年 1 月 11 日付事務所通知)
 - ・年度末に限らず、工期が重複し受注者の施行体制確保に影響が懸念される場合にも「余裕期間」の設定を可能とした。(平成 25 年 3 月 7 日付事務所通知)
- ※実工事期間の 30%を超えず、且つ 3 ヶ月を超えない範囲で設定可能。

(7) 復旧・復興工事情報連絡会（再掲）

【従 来】主要資材に関して「建設資材対策東北地方連絡会」（発注機関、建設業団体、資材業者団体等）を開催し、東北全体の需要供給バランスを情報共有しているが、逼迫する地区に対してより詳細な状況を把握し、情報共有する必要がある。

↓

【現 在】逼迫した地区単位で「復旧・復興工事情報連絡会」、県単位で「分会」、「災害公営住宅専門部会」を開催し、情報の共有や対応策について意見交換を実施している。
※会議開催は別紙の通り

具体策として、

(河川・道路関係工事)

- ・他地域の生コンクリートを活用し、近隣地域で消波ブロックを製作・運搬
- ・地盤改良に使用する砂については、県内産の供給状況に負担をかけないように、不足分を他地域から調達
- ・県、民間等と協力し、骨材の新たな調達ルートを開拓し、長期的な安定供給が可能な体制を整備
- ・コンクリート二次製品への転換等を推進（海岸堤防の現場打ち基礎工、現場打ち横断BOX等）
- ・更に、生コンクリート等の建設資材不足により、復旧・復興工事の執行に与える影響が大きい場合には、他の工法・構造等への設計変更を検討

(港湾空港関係工事)

- ・災害復旧工事の全体スケジュールと工事概要についてHPで公表
- ・工事で大量に使用する石材の安定的確保の観点から石材の使用見込についてHPで公表
- ・石材の円滑な調達を目的に、地場地域外からの供給の可能性について全国調査を実施。
- ・供給が逼迫する生コンクリートについて、コンクリートミキサ一船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し建設現場で生産。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港、福島県相馬港)
- ・防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施し生コンクリートの需要を抑制。(岩手県釜石港)
- ・震災がれきを港湾建設資材として活用する技術の公募を行い、公表の了承を得た技術についてHPで公表

- ・震災がれきを活用したコンクリートブロック製作の実証実験を実施(青森県八戸港、福島県相馬港)
- ・港湾における震災がれきの活用事例をHPで公表

(8) 復興加速化会議の開催

◇H25. 3. 3 開催 (太田国土交通大臣、宮城県知事等参加)

→生コンを中心とした今後の対策について情報共有。各地域の現状に応じた効果的な対策を講ずること、平成26年度に大きな需要が発生する宮古地区・釜石地区に公共プラントの新設を確認。

◇H25. 10. 7 開催 (太田国土交通大臣、宮城県知事等参加)

→入札不調の発生状況及び生コンを中心とした建設資材の需給状況について情報共有。
各機関の発注見通しを統合して公表する仕組みの構築 (H25. 11. 1 運用開始) 及び国が宮古地区・釜石地区に整備する公共プラントについては平成26年9月から稼働させることを確認。

(9) 川砂の供給支援

→逼迫する生コンクリート用骨材(砂)の供給のため、河川・ダム湖に堆積している砂を本格的に活用し、河川砂の供給支援を行うこととした。

セヶ宿ダム→H25. 6. 17 採取開始

北上川 →H25. 5. 7 採取開始

(10) 発注見通し統合版の運用

→ 技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容が把握できるように、11月1日から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎(東北32地区)に公表

※毎月更新(1月更新時点で176機関が参加)

(11) 土砂・碎石の供給先引渡し単価の適用(変更対応)

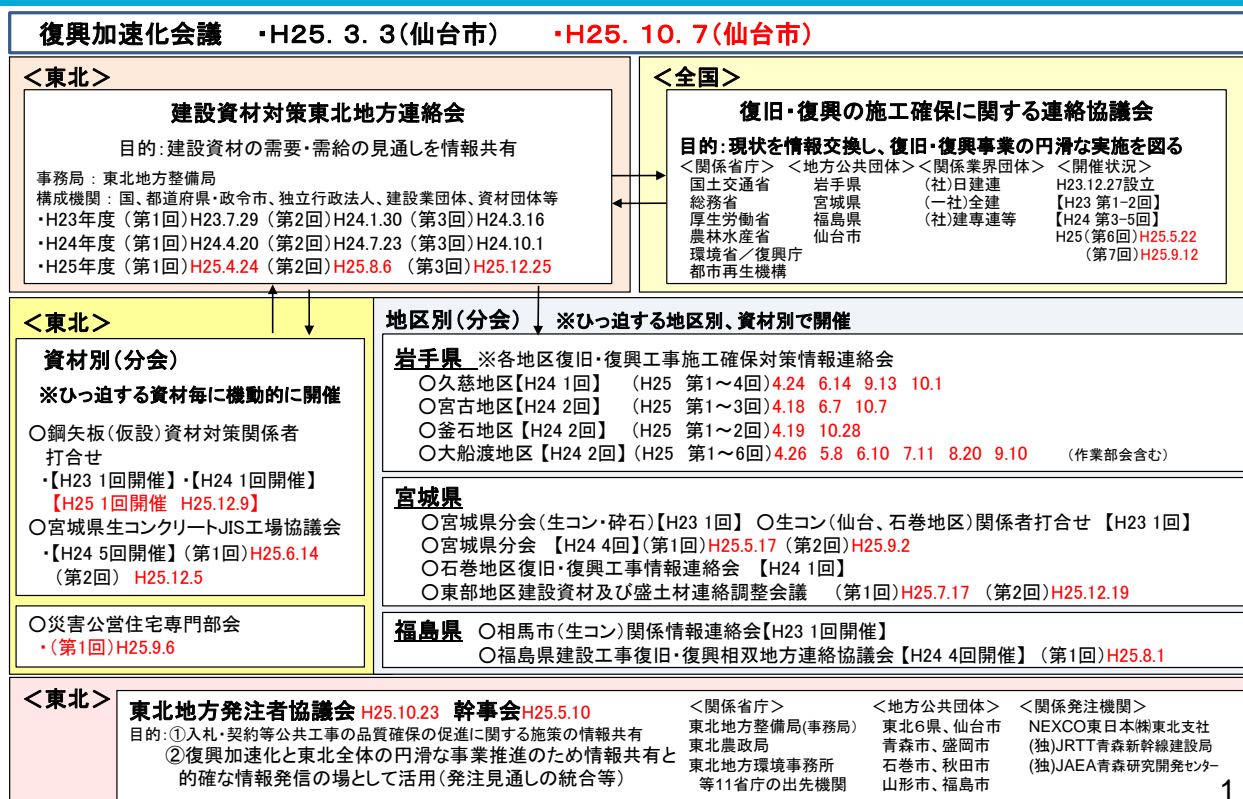
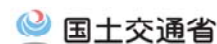
【従来】資材の設計単価については「現場持込み単価」を採用しているが、土砂及び碎石について実際の調達実態(供給先引渡し並びに現場外仮置き等)が異なり、実勢単価との乖離が生じている場合がある。

↓

【現在】実際の調達実態に応じて、協議の上変更対応を可能とした。

・東北6県、契約中工事若しくは今後入札契約する工事に適用する旨、平成25年11月6日付け事務所に通知。

復旧事業円滑化のための工夫 **官民の協力・連携**



農林水産省における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月
農林水産省

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年10月10日の国交省通知を受け、下記項目を改正（平成24年10月31日付け大臣官房経理課長通知）。
 - 1) 対象外とする工事について、「2億円程度を上回る工事」から、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」へ改正。
 - 2) 登録について、登録できる共同企業体の数を「2」から「3」へ改正。
- ・活用状況（12月末時点）
 - ※農業農村整備関係工事：4件に適用。復興JVの申請者無し。
 - 海岸防災林復旧工事：36件に適用、うち11件について復興JVが落札。12企業体が登録済。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・国土交通省と同様（被災地域において、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（波線部は、平成25年2月6日付け大臣官房経理課長通知等により追加。））で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度で同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは主任技術者の兼務を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知。平成25年9月から「施工にあたり相互に調整を要する工事」について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えないこととした。また、「工事現場の相互の間隔」について、5km程度から10km程度とした。平成25年9月25日付け大臣官房経理課長通知。）。
- ・適用状況
 - 農業農村整備関係工事：10件（5組）の直轄工事に適用。
 - 林野関係工事：8件（4組）の直轄工事に適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価が高騰し入札不調等が発生していることを受け、直近の労務費を実態調査し、労務単価を改定。平成24年2月17日、平成24年6月19日及び平成25年3月29日農村振興局長通知等。）。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・国土交通省と同様（被災3県において、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事についてインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とし

た。平成 24 年 2 月 24 日付け大臣官房経理課長通知等。)

- ・インフレスライドの適用状況
農業農村整備関係工事：64 件処理済。
林野関係工事：1 件協議中。

(5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・国土交通省と同様（被災 3 県において、施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成 24 年 9 月 12 日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知、平成 24 年 11 月 30 日付け林野庁長官通知及び平成 25 年 4 月 29 日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知。）
- ・現時点での実績は無し。

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・国土交通省と同様（被災 3 県において、被災地外からの労働者の確保に要する追加費用を予定価格へ反映できるようにした。平成 24 年 3 月 9 日農村振興局整備部設計課長通知等。また、実施後における実績での変更対応も可能とした。平成 24 年 7 月 6 日施工企画調整室長通知、平成 24 年 7 月 9 日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成 24 年 7 月 11 日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
- ・適用状況
農業農村整備関係工事：13 件処理済、15 件協議中。
林野関係工事：15 件処理済、4 件協議中。

労働者宿舎を設置する場合の積算

- ・国土交通省と同様（被災 3 県において、労働者宿舎の設置が必要な場合に、設置・撤去に要する費用を予定価格へ反映できるようにした。平成 25 年 2 月 25 日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）
- ・現時点での実績は無し。

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・国土交通省と同様（被災 3 県において、労務単価や資材単価の変動が著しく、不調不落が続発、若しくは続発が想定される場合に、見積を活用した単価設定により、予定価格へ反映出来るようにした。平成 24 年 7 月 6 日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成 24 年 7 月 9 日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成 24 年 7 月 11 日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
- ・適用状況
林野関係工事：2 件処理済。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・国土交通省と同様（被災 3 県において、資材の需給状況が逼迫し、遠隔地から資材の調達をせざるを得ない場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映した設計変更を可能とした。平成 24 年 7 月 6 日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成 24

年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）

・現在の実績

農業農村整備関係工事：56件処理済、7件協議中。

林野関係工事：18件処理済、6件協議中。

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・建設資材需要連絡会に参画（平成25年6月28日合同会議）するとともに、各地域にて実施されている建設資材対策地方連絡会への参画（平成25年度（第2回）平成25年9月2日：東北地方連絡会宮城県分会）や、発注者協議会等を通じた公共事業における建設資材の需給動向等、情報共有を図っている。

(10) 建設機械の機械損料の補正

- ・国土交通省と同様（被災3県において、使用する建設機械の一部について、維持管理費が増大しているため、機械損料の補正を可能とした。平成25年3月29日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）
- ・平成25年4月1日以降の工事に適用

(11) 被災地で適用する歩掛の策定

- ・国土交通省と同様（被災3県において、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により日当り作業量の低下が認められることから、適用する標準歩掛等を新たに策定した。平成25年9月12日付け農村振興局整備部長通知等。）
- ・平成25年10月1日以降に入札を行う工事に適用。

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 地域要件の緩和

【従 来】工事規模に応じて、県内に本社が存在していることなどの地域要件を設定し、入札不調となった場合、入札不調の要因に応じて地域要件を緩和するなどしていた。

↓

【現 在】平成24年2月から、復旧・復興工事については、原則として地域要件を設定しないこととしている。

(2) 施工実績要件の緩和

【従 来】入札参加資格要件として、同種工事の延長や面積など施工規模の実績要件を求めていた。

↓

【現 在】平成24年2月からは一定規模以下の工事において、平成25年1月からは、原則全ての工事において、同種工事の施工実績要件について工事のみを入札参加資格要件とし、施工規模については総合評価落札方式により評価することとした。

(3) 等級要件の緩和

【従 来】 予定価格に応じて設定される工事等級と同等級での競争参加者の入札を原則とし、入札不調となった場合、工事の内容に応じて直近下位の等級を含めることで等級要件の緩和を行っている。

↓

【現 在】 平成 24 年 2 月からは、当初の入札から工事の内容に応じて、直近下位の等級を含めることで等級要件の緩和を行っている。

(4) 代替品の活用、遠隔地からの調達等

生コンクリート等の建設資材の不足が著しいことから、現場で生コンクリートを打設する代わりに、遠隔地で製作した二次製品等を活用することにより、生コンクリート等の使用量の減少に取り組んでいる。

具体的には、

(農業農村整備関係工事 (海岸工事含む))

・コンクリート二次製品への転換等を推進 (海岸堤防護岸の基礎コンクリート、排水路矢板護岸の笠コンクリート)

(5) 事務所契約締結権限の拡大

平成 24 年 1 月から分任支出負担行為担当官における契約締結権限 (金額) の制限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図っている。

(6) 専門機関による資材価格の調査

平成 24 年 8 月から、専門機関による資材価格の調査 (海岸防災林の生育基盤盛土に用いる山砂) を適時に実施。

岩手県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月

岩手県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年8月1日から登録申請受付開始。
- ・平成24年8月13日以降に公告する工事から適用。
- ・平成25年6月1日以降、平成25年12月末現在、21件の申請があり、21件登録済。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・機械設備工事のうち専ら水閘門の施工のみを目的とする復興JVについては、JV代表者は岩手県内（沿岸、内陸の別を問わない）に本社又は本店を有する者とし、非代表者については、所在地の要件を付さない。（平成25年8月20日以降の入札公告から適用）
 - ・その他の復興JVについては、JV代表者は沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局のいずれかの管内に本社又は本店を有する者で、代表者以外の構成員については、岩手県内に本社又は本店を有する者とする。（平成24年8月1日以降）
 - ・その他の復興JVについては、代表者、非代表者ともに岩手県内に本社又は本店を有する者とする。（平成25年11月15日以降）
 - ・等級別区分の異なる企業による結成も認め、当該復興JVには構成員中最も高い等級別区分を適用する。（平成25年11月15日以降）
 - ・登録について、登録できる共同企業体の数は「2」。
- ＜復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについてへの対応＞
- ・今後の見直しについては、入札執行状況等を見極めながら検討を進める。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年3月1日以降に行われる入札公告から適用。（5km以内の近接工事）
- ・平成25年10月10日以降に行われる入札公告から適用。（10km以内の近接工事）

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日から適用。
- ・平成24年6月21日から適用。
- ・平成25年4月1日から適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月20日から適用。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月9日以降に行われる入札公告から適用。

- ・点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事について超えた箇所毎に、共通仮設費、現場管理費を算出する。

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

- ・平成24年3月5日以降に行われる入札公告から適用。

宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・平成24年10月10日以降当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月9日時点で契約中の工事であること。(平成24年10月9日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く)
- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。
- ・平成25年11月15日以降契約する工事について県内全域に拡大。

<国交省通知と異なる点(独自部分)>

- ・宿泊費(1泊当り)の上限額を7,428円(税抜き)とする。

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・生コンクリート単価の高騰が著しい宮古地区において、平成25年3月31日までの間見積り活用を実施。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年8月10日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年8月9日時点で契約中の工事であること。
- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。
- ・平成26年1月20日以降契約する工事について県内全域に拡大

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・沿岸4地域(久慈、宮古、釜石、大船渡)で国、県、市町村、業界団体による復旧・復興工事情報連絡会を開催し、生コンクリートや石材などの需給状況について情報共有し、需給がひっ迫している地域について具体的に対応している。

(10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行

- ・平成25年8月8日以降に当初契約を締結する工事で試行。
- ・発注者が工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定した工事であること。
- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。

(11) 単品スライドのコンクリート類についての運用

- ・平成25年5月21日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成25年5月21日時点で残工期が2ヶ月以上ある工事に適用

(12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正

- ・平成25年7月1日以降に行われる入札公告から適用

(13) 復興歩掛の適用

- ・平成 25 年 10 月 1 日以降に行われる入札公告から適用

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 工事請負契約締結後における単価適用年月の変更

(平成 24 年 8 月 1 日以降入札公告)

(平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事について、岩手県全域に拡大)

【従 来】単価適用年月の変更は行わない。

↓

【現 在】特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更することができるようにした。

(2) 沿岸地域復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議の設置 (平成 25 年 4 月)

- ・沿岸 4 地域 (久慈、宮古、釜石、大船渡) において、施工確保対策に係る課題の解決策の検討、関係機関との連携などを目的として、施工確保対策連絡調整会議を設置し、資材の需給調整や土砂流用等にかかる具体的な調整を実施している。

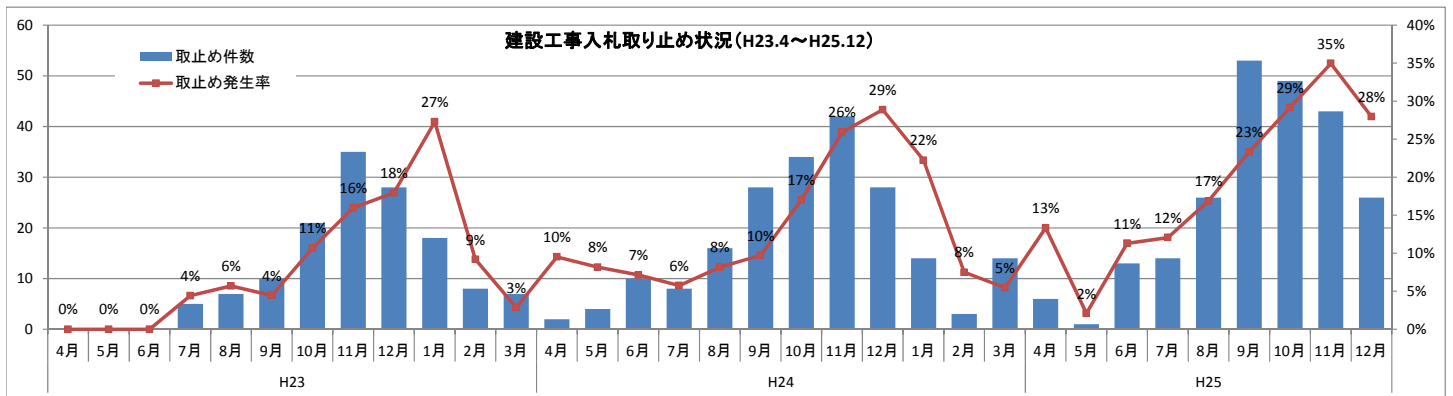
(3) 災害公営住宅等への生コンの優先供給を要請 (平成 25 年 10 月)

- ・被災者の生活に密接に関係する災害公営住宅整備、被災した病院及び学校新築等工事への生コンクリートの優先供給を業界団体へ要請。

県営建設工事の入札不調状況

◆H25年度の入札不調状況

- H25年度12月までの入札状況は、**入札件数、取止め件数とも9月をピークに減少傾向**にあり、**入札取止め発生率も12月に減少傾向**に転じた。
- 過去3年間の同時期**における入札取止め発生状況は、**件数、発生率とも毎年増加**しており、**今年度は既に231件**の入札が取止めとなっている(H23:9%, H24:13%, H25:21%)。
- 発注金額別では、**2千5百万円未満の小規模工事で発生率が高い**。(28%)
また、5億円以上の大規模工事の発生率も昨年度と比較すると高い。(23%)
- 工種別では**建築一式工事(42%)と土木工事(25%)の発生率が高い**。
また、舗装工事での発生率が過去3年間で比較すると高い。(H23:5%, H24:5%, H25:14%)
- 地域別では、**内陸部より沿岸部での発生率が高いが、内陸部の発生率も増加傾向**にある。
- ◎過去の推移を見ると、年度末にかけて入札取止め件数が減少する傾向にあるが、今年度は7月～9月にかけて、内陸部で発生した豪雨災害の復旧工事の発注が今後見込まれるため、今後の入札状況を注視していく必要がある。



	H23												H24												H25											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H23計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H24計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
入札件数	1	26	110	113	123	224	197	219	156	66	87	245	1567	21	49	140	139	196	288	200	162	97	63	40	256	1651	45	48	115	116	154	227	168	123	93	
取止め件数	0	0	0	5	7	10	21	35	28	18	8	7	139	2	4	10	8	16	28	34	42	28	14	3	14	203	6	1	13	14	26	53	49	43	26	
取止め発生率	0%	0%	0%	4%	6%	4%	11%	16%	18%	27%	9%	3%	9%	10%	8%	7%	6%	8%	10%	17%	26%	29%	22%	8%	5%	12%	13%	2%	11%	12%	17%	23%	29%	35%	28%	

◆過去3カ年の4月～12月の入札取止め状況

H23 4月～12月			H24 4月～12月			H25 4月～12月		
発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
1,169	106	9%	1,292	172	13%	1,089	231	21%

◆発注金額別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25(12月まで)		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
1億円以上	178	2	1%	348	41	12%	220	39	18%
5,000万円以上1億円未満	206	4	2%	251	14	6%	190	28	15%
2,500万円以上5,000万円未満	347	16	5%	337	30	9%	246	41	17%
2,500万円未満	836	117	14%	715	118	17%	433	123	28%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	1,089	231	21%

◆工種別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25(12月まで)		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
土木	765	80	10%	904	127	14%	563	140	25%
建築一式	70	18	26%	79	18	23%	78	33	42%
電気設備	90	7	8%	70	2	3%	62	5	8%
管設備	31	1	3%	43	9	21%	42	5	12%
舗装	323	17	5%	264	14	5%	134	20	15%
その他	288	16	6%	291	33	11%	210	28	13%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	1,089	231	21%

※入札情報公開サービスの検索結果による。
(対象は知事部局)
取止め件数は、手続き誤りによるものを除く。

◆地域別入札取止め状況

年度	H24			H25 4月～12月		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
内陸部	946	71	8%	640	105	16%
沿岸部	705	132	19%	449	126	28%
県全体	1,651	203	12%	1,089	231	21%

◆大規模工事の入札取止め状況

年度	H24			H25 4月～12月		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
1億円以上	348	41	12%	220	39	18%
5億円以上	60	2	3%	56	13	23%

宮城県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月
宮城県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

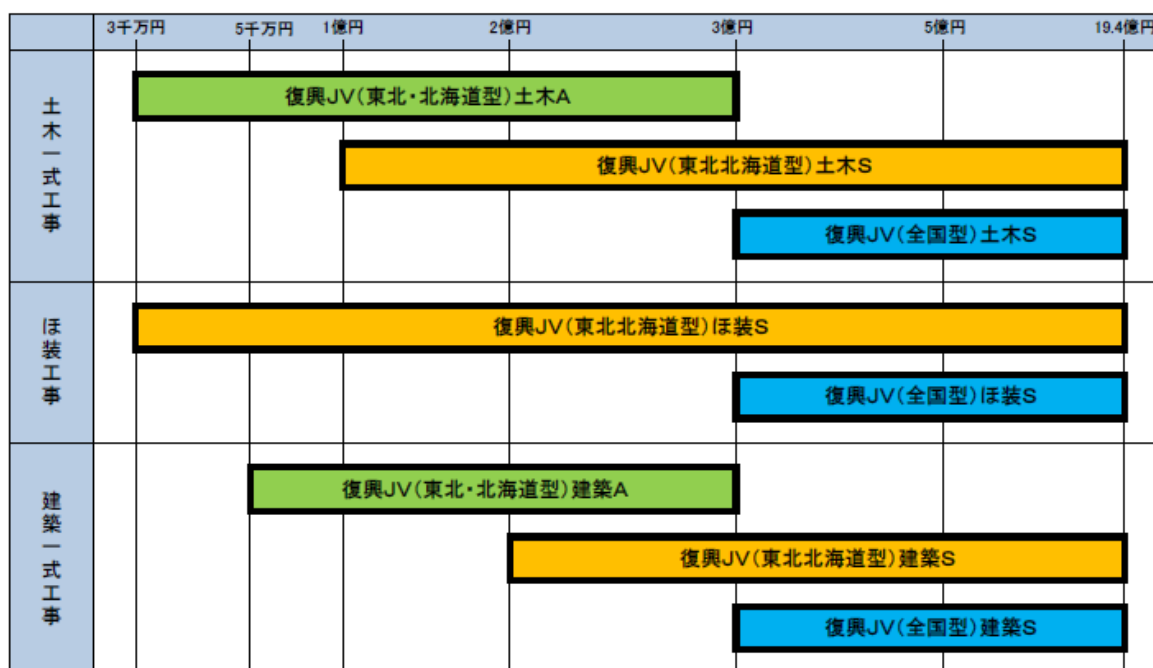
（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年3月26日にプレス発表を行い、平成24年4月1日から施行済み。
1億円以上5億円未満，2業種（土木一式，ほ装）
- ・改正については，10月1日にプレス発表を行い，10月15日から施行済み。
3千万円以上19.4億円未満，3業種（土木一式，ほ装，建築一式）

＜活用状況（平成25年12月5日現在）＞

- ・平成25年度実績→登録数167（115企業体），18件受注（約155億円）
- ・平成24年度実績→登録数114（79企業体），9件受注（約37億円）

復興JVの適用金額



（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

＜5kmルール＞

- ・平成24年2月23日に県内関係機関に通知済み，4月1日から適用している。

＜5km→10kmルールに拡大＞

- ・平成25年9月19日に県内関係機関に通知済み，10月1日から適用している。

- (3) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
- ・平成24年2月20日及び6月21日に県内関係機関に通知済み、それぞれ同日から適用している。
 - ・平成25年4月1日改訂単価については、4月1日以降の公告及び指名通知の案件から適用している。
- (4) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
- ・平成24年3月2日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
＜点在する工事箇所毎の工事費の算定＞
- ・平成24年6月29日に県内関係機関に通知済み、平成24年7月2日から適用している。
 - ・対象工事を東日本大震災の復旧・復興事業から全事業への拡大を平成24年11月26日から適用している。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用（間接費補正）
- ・平成24年3月1日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
- ＜宿泊等に係る間接費の設計変更の導入＞
- ・平成24年11月6日に県内関係機関に通知済み、平成24年11月12日から適用している。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・実施していない。
- (理由：見積もり手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため)
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・平成24年9月28日に県内関係機関に通知済み、平成24年10月1日から適用している。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
- ・「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を定期的（平成24年5月23日、7月31日、10月15日、平成25年1月25日、5月17日、9月2日）に開催している。
 - ・需給見通しの公表や、内陸から沿岸への需給調整、県外調達の仕組みづくり、ミキサ船の活用、生コンプラントの増設などの供給量拡大策を実施。また、海岸堤防のコンクリート2次製品への転換を図るなど需要抑制対策も実施。
 - ・建設資材対策等供給安定確保のための調査（復興調整費）を行い、建設資材供給安定保対策計画(案)を平成25年5月17日に策定した。
- (10) 労働者宿舎設置の積算方法等の試行
- ・平成25年10月23日に県内関係機関に通知済み、平成25年10月23日から適用している。

(11) 単品スライドのコンクリート類についての運用

- ・単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし適用。
- ・平成25年6月25日からコンクリート類も対象に拡大。

(12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正

- ・平成25年7月1日から適用済。

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) アスファルト舗装工事における下請制限等の緩和 (平成24年7月30日以降適用)

【従 来】アスファルト舗装に係る部分の施工については、元請と恒常的雇用関係にある運転手及び補助作業員により行わせることとしている(自社施工の原則)。

↓

【現 在】舗装復旧工事の本格化に対応するため、自社施工の原則を一部緩和し、請負額の5割まで下請負による施工を認めることとした。

(2) 発注見通しに建設関連業務を追加 (平成24年8月1日以降適用)

【従 来】建設工事の発注見通しについて、年2回を年4回(4月、7月、10月、1月)に見直している。

↓

【現 在】建設工事に加え、建設関連業務の発注見通しを年4回(4月、7月、10月、1月)公表することとした。

(3) 工事請負契約締結後における単価適用年月日の運用 (平成24年8月20日以降適用)

【従 来】契約直後に単価適用年月日の変更契約は行わない。

↓

【現 在】本県での事前公表による予定価格は、入札時点では約2ヶ月前の単価適用となり、特定の資材の高騰など実勢を反映していない可能性があることから、契約締結直後に単価適用年月日の変更を行うこととした。

(4) 地方機関の執行権限の拡大 (平成24年9月1日以降適用)

【従 来】本県における地方機関の執行限度額は、復旧工事は3億円まで特例として拡大していたが、復興事業は1億5千万円未満としていた。

↓

【現 在】復興工事の本格化と発注ロットの大型化に対応するため、復旧事業に加え復興事業についても3億円未満とした。

(5) 現場代理人の常駐義務緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】予定価格(税込み)8千万円未満の工事において、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合には、県の発注する同一市町村内の工事で2件まで可能。

↓

【現 在】金額による制限を緩和し、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合のみ同条件で可能とした。

(6) 監理技術者の専任要件の緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 予定価格(税込み)8千万円以上の工事を一律に専任の対象としていた。

↓

【現 在】 廃止(建設業法上の規定により、専任配置が必要な場合を除く)

(7) 下請承認における取り扱いの緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 オープンブック方式により事前提出している下請負企業及び金額に変更が生じた場合には、工事成績調書での減点対象となっていた。

↓

【現 在】 復旧・復興工事の本格化に伴い、労働者や資機材の不足が深刻化し下請企業の確保が困難である等のやむを得ない事情の場合には、減点対象外として取り扱うこととした。

(8) オープンブック方式適用の緩和 (平成25年 9月 1日以降適用)

【従 来】 1億円未満の工事については、最低価格落札方式適用に移行したことに合わせ、工事費内訳書のみの記入としている。(平成25年 5月 7日以降適用)

↓

【現 在】 1億円以上の全工事において、入札時に入札参加者全員から提出する工事費内訳書の下請け情報等(下請け企業と下請け金額、労務賃金調書)の記載は不要とし、契約締結後の下請け承認申請時に、工事請負者から下請け情報等を記載した工事費内訳書を提出することとした。

(9) 着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

(平成25年5月7日以降適用)

【従 来】 開札日において他工事の配置技術者ではないこととしていた。

↓

【現 在】 指定条件を満たす場合は、着手指定日において他工事の配置技術者ではないこととした。

(10) 入札参加機会の拡大 (平成25年 9月 1日以降適用)

【従 来】 全ての一般競争入札において、一つの建設工事に、一人の配置技術者届出とすることとしていた。

↓

【現 在】 全ての一般競争入札において、複数工事に対し同一人の配置技術者届出(二人まで)を可能とし、入札参加機会の拡大を図ることとした。

※同一配置技術者の配置を予定した入札で、重複して落札候補者となった場合に限り、辞退を認める。

(11) 予定公告の公表

(平成25年10月 1日以降適用)

【従 来】なし

↓

【現 在】予定価格5億円以上の建設工事について、入札公告の1週間前に予告を掲載。

(12) 東北地方の公共工事発注見通しを統合化

(平成25年11月1日適用)

【従 来】県建設工事の発注見通しを年4回(4月, 7月, 10月, 1月)公表としている。

↓

【現 在】東北地方の国・県・市町村の建設工事発注見通しを統合化して、東北地方整備局のホームページで毎月更新のうえ公表している。

(13) 土砂等建設資材を供給元で取引する取り扱い

(平成25年12月 1日以降適用)

【従 来】なし

↓

【現 在】土砂等建設資材の供給元ダンプトラック等が不足していることから、請負者が供給元へ引き取りに行く場合の費用を積算計上出来ることとした。

(14) 公共関与型の生コンクリート仮設プラントの設置

【従 来】なし

↓

【現 在】今後、生コンクリートが著しく不足する地区(①気仙沼市本吉地区, ②南三陸町志津川・戸倉地区・ ③石巻市北上・雄勝地区, ④石巻市牡鹿地区)において、平成25年11月13日に公募で決定した民間事業者が生コンクリート仮設プラントを建設中であり、平成26年4月1日から稼働する予定である。

(15) 大規模な復興工事における事業監理業務の導入

【従 来】なし

↓

【現 在】大規模な復興道路事業の施行にあたり、工事発注までに必要となる「測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等」「地元及び関係行政機関との協議等」「事業監理等」の各種マネジメント業務を事業監理業務として、公募型プロポーザル方式により公募契約手続き中である。

① 都市計画道路門脇流留線復興道路事業監理業務委託

(想定業務規模=約47,000千円)

② 牡鹿半島部(女川町工区)復興道路事業監理業務委託

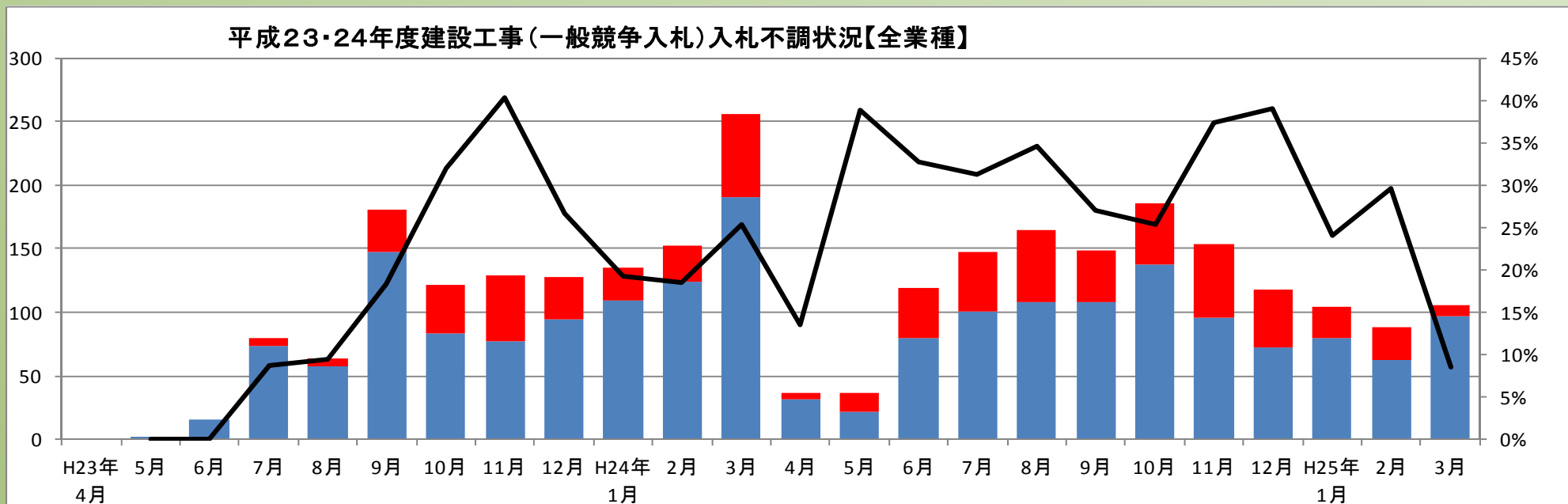
(想定業務規模=約47,000千円)

③ 牡鹿半島部(旧牡鹿町工区)復興道路事業監理業務委託

(想定業務規模=約47,000千円)

県発注工事の入札不調状況①(月別)

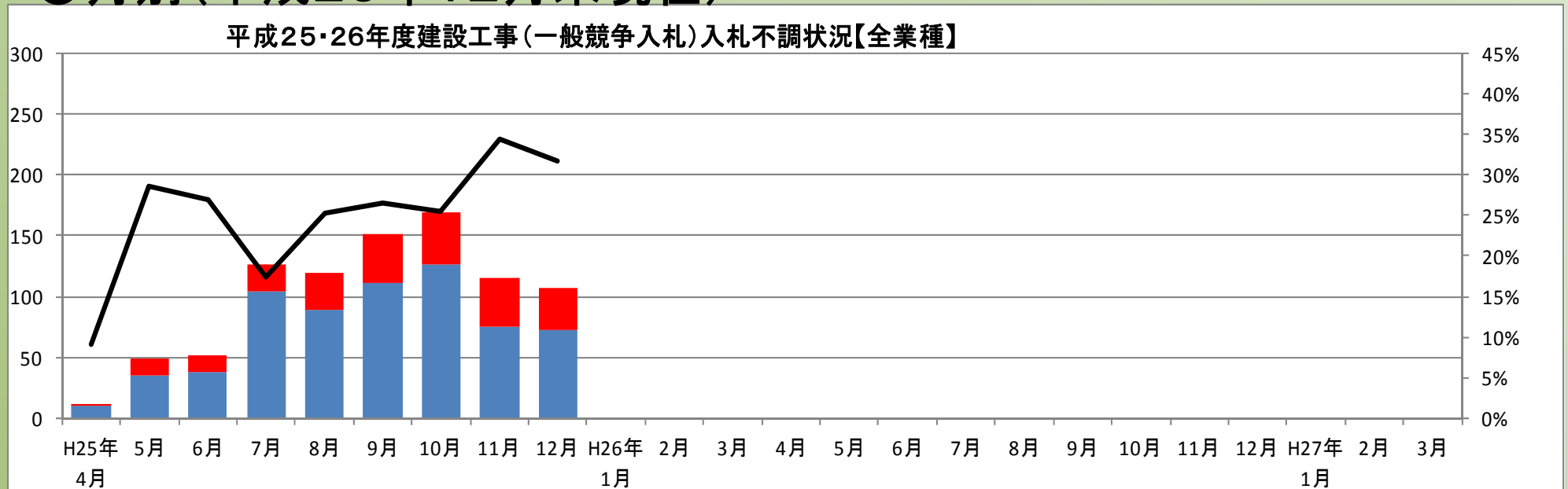
○月別(平成25年12月末現在)



月	H23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25年1月	2月	3月
落札件数		2	16	73	57	147	83	77	94	109	124	191	32	22	80	101	108	108	138	96	72	79	62	97
不調件数				7	6	33	39	52	34	26	28	65	5	14	39	46	57	40	47	57	46	25	26	9
計		2	16	80	63	180	122	129	128	135	152	256	37	36	119	147	165	148	185	153	118	104	88	106
発生率		0%	0%	9%	10%	18%	32%	40%	27%	19%	18%	25%	14%	39%	33%	31%	35%	27%	25%	37%	39%	24%	30%	8%

県発注工事の入札不調状況①(月別)

○月別(平成25年12月末現在)



月	H25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27年 1月	2月	3月
落札件数	10	35	38	105	89	111	126	76	73															
不調件数	1	14	14	22	30	40	43	40	34															
計	11	49	52	127	119	151	169	116	107															
発生率	9%	29%	27%	17%	25%	26%	25%	34%	32%															

県発注工事の入札不調状況②(業種別)

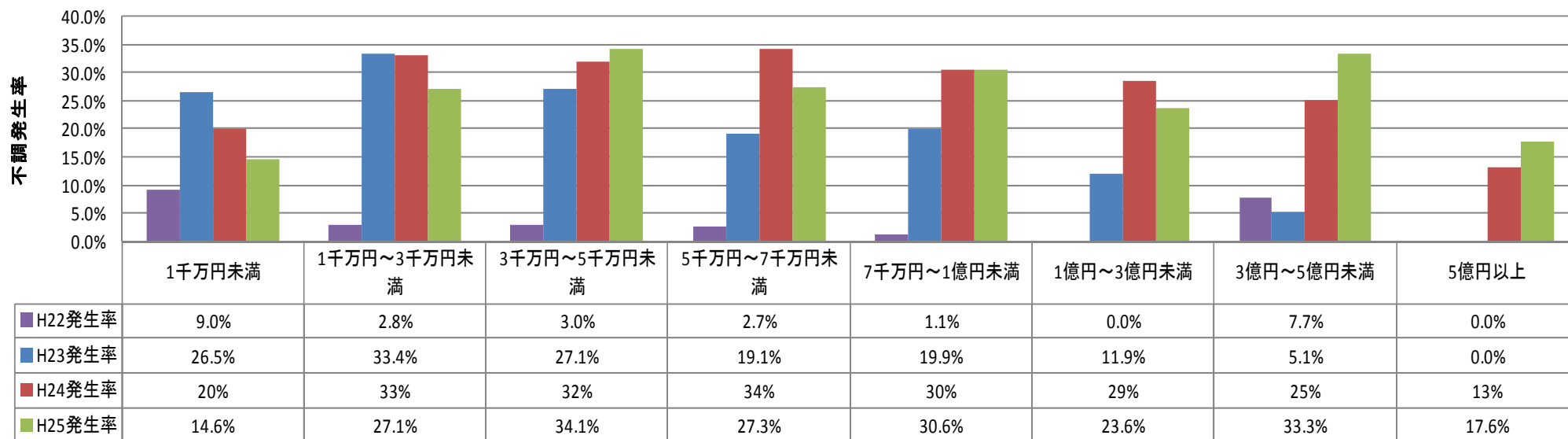
○業種別(平成25年12月末現在)

○業種別状況

業種	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
土木一式工事	459件	8件	467件	1.7%	366件	139件	505件	27.5%	424件	250件	674件	37.1%	298件	153件	451件	33.9%
ほ装工事	145件	5件	150件	3.3%	214件	64件	278件	23.0%	163件	92件	255件	36.1%	64件	11件	75件	14.7%
電気工事	68件	3件	71件	4.2%	114件	6件	120件	5.0%	88件	7件	95件	7.4%	71件	8件	79件	10.1%
建築一式工事	54件	3件	57件	5.3%	37件	32件	69件	46.4%	54件	25件	79件	31.6%	48件	7件	55件	12.7%
機械器具設置工事	52件	4件	56件	7.1%	54件	3件	57件	5.3%	50件	3件	53件	5.7%	40件	6件	46件	13.0%
法面処理工事	63件	2件	65件	3.1%	40件	6件	46件	13.0%	35件	1件	36件	2.8%	16件	11件	27件	40.7%
とび・土工・コンクリート工事	62件	1件	63件	1.6%	28件	18件	46件	39.1%	43件	16件	59件	27.1%	25件	18件	43件	41.9%
管工事	22件	2件	24件	8.3%	29件	11件	40件	27.5%	22件	6件	28件	21.4%	28件	9件	37件	24.3%
塗装工事	44件	1件	45件	2.2%	34件		34件	0.0%	34件	1件	35件	2.9%	18件	2件	20件	10.0%
電気通信工事	24件	2件	26件	7.7%	26件	3件	29件	10.3%	25件	4件	29件	13.8%	15件		15件	0.0%
鋼橋上部工事	12件	2件	14件	14.3%	13件	4件	17件	23.5%	8件	1件	9件	11.1%	10件	3件	13件	23.1%
しゅんせつ工事	5件	1件	6件	16.7%	3件	1件	4件	25.0%	13件		13件	0.0%	8件	2件	10件	20.0%
防水工事	3件		3件	0.0%	2件	2件	4件	50.0%	4件	1件	5件	20.0%	2件		2件	0.0%
鋼構造物工事	25件		25件	0.0%	4件		4件	0.0%	17件	2件	19件	10.5%	9件	1件	10件	10.0%
プレレストコンクリート工事	9件	1件	10件	10.0%	4件		4件	0.0%	8件		8件	0.0%				
さく井工事	3件		3件	0.0%	2件		2件	0.0%	4件	1件	5件	20.0%	2件		2件	0.0%
水道施設工事	2件		2件	0.0%	2件		2件	0.0%	4件	1件	5件	20.0%	6件	7件	13件	53.8%
造園工事	6件		6件	0.0%	1件		1件	0.0%	2件		2件	0.0%	3件		3件	0.0%
熱絶縁工事						1件	1件	100.0%								
消防施設工事	4件		4件	0.0%												
石工事	1件		1件	0.0%												
計	1,063件	35件	1,098件	3.2%	973件	290件	1,263件	23.0%	998件	411件	1,409件	29.2%	663件	238件	901件	26.4%

県発注工事の入札不調状況③(発注金額別)

○発注金額別(平成25年12月末現在)



発注金額	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
1千万円未満	131件	13件	144件	9.0%	50件	18件	68件	26.5%	32件	8件	40件	20%	41件	7件	48件	14.6%
1千万円～3千万円未満	381件	11件	392件	2.8%	255件	128件	383件	33.4%	197件	98件	295件	33%	132件	49件	181件	27.1%
3千万円～5千万円未満	230件	7件	237件	3.0%	156件	58件	214件	27.1%	119件	56件	175件	32%	81件	42件	123件	34.1%
5千万円～7千万円未満	72件	2件	74件	2.7%	93件	22件	115件	19.1%	73件	38件	111件	34%	56件	21件	77件	27.3%
7千万円～1億円未満	91件	1件	92件	1.1%	117件	29件	146件	19.9%	98件	43件	141件	30%	84件	37件	121件	30.6%
1億円～3億円未満	142件		142件	0.0%	244件	33件	277件	11.9%	326件	131件	457件	29%	148件	46件	195件	23.6%
3億円～5億円未満	12件	1件	13件	7.7%	37件	2件	39件	5.1%	74件	25件	99件	25%	37件	18件	54件	33.3%
5億円以上	4件		4件	0.0%	21件		21件	0.0%	79件	12件	91件	13%	84件	18件	102件	17.6%
計	1,063件	35件	1,098件	3.2%	973件	290件	1,263件	23.0%	998件	411件	1,409件	29%	663件	238件	901件	26.4%

福島県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月
福島県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・ 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を平成23年12月から実施しており、これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体「福島県版復興JV」の取扱いについて定めた。
- ・ 平成25年4月から、対象金額を予定価格1億円以上に引き下げた。また、代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付けAランクの者としていたが、県内に委任先を有しないAランクの者も参加可能とした。
さらに、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。
- ・ 平成25年9月から、代表構成員以外のその他の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「A」ランクから、「A又はB」ランクに格付けされている者も参加可能とした。
- ・ 5億円以上の大規模工事における公募型随意契約の実施状況(平成25年12月末時点)

実施件数	56件
不調件数	2件（契約手続き中）
福島県版復興JVによる参加件数	35件（参加割合62.5%）
福島県版復興JVによる受注件数	28件（受注割合51.9%）

応募者の半数以上がJVであり、入札不調の発生も低く抑えられたことから、福島県版復興JV制度の効果があつたものと見られる。不調となったものも解消している。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・ 同一のあるいは別々の主体が発注し工作物に一体性又は連続性が認められる工事がかつ、工事現場相互の間隔が5km程度の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度まで管理することができることとした。平成24年2月29日通知

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・ 設計労務単価の改定を受け、平成25年4月5日以降から適用している。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・ インフレスライド条項の要件に該当する工事については、適宜、変更を行っている。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」を適用している。

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・平成24年10月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を適用している。
- ・平成25年11月1日から、「労働者宿舎設置・撤去に関する設計変更」を適用している。

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・資材費の見積活用については、平成24年7月1日から、国から発出された「東日本大震災の被災地での建設工事等における予定価格の算出のための資材価格及び労務費で見積活用の推進について」を適用している。
- ・労務費の見積活用については、実施していない。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」を適用している。(具体的な変更手法の制定は平成24年8月9日)

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・東北地方整備局が設置する分科会の設置はありません。

2. 各主体として独自に講じている施策

・民間の力を活用した業務の実施

今年度、新たな取り組みとして、CM業務委託を試行しており、災害復旧事業や復興交付金事業で4件のCM業務委託を実施している。

その他については

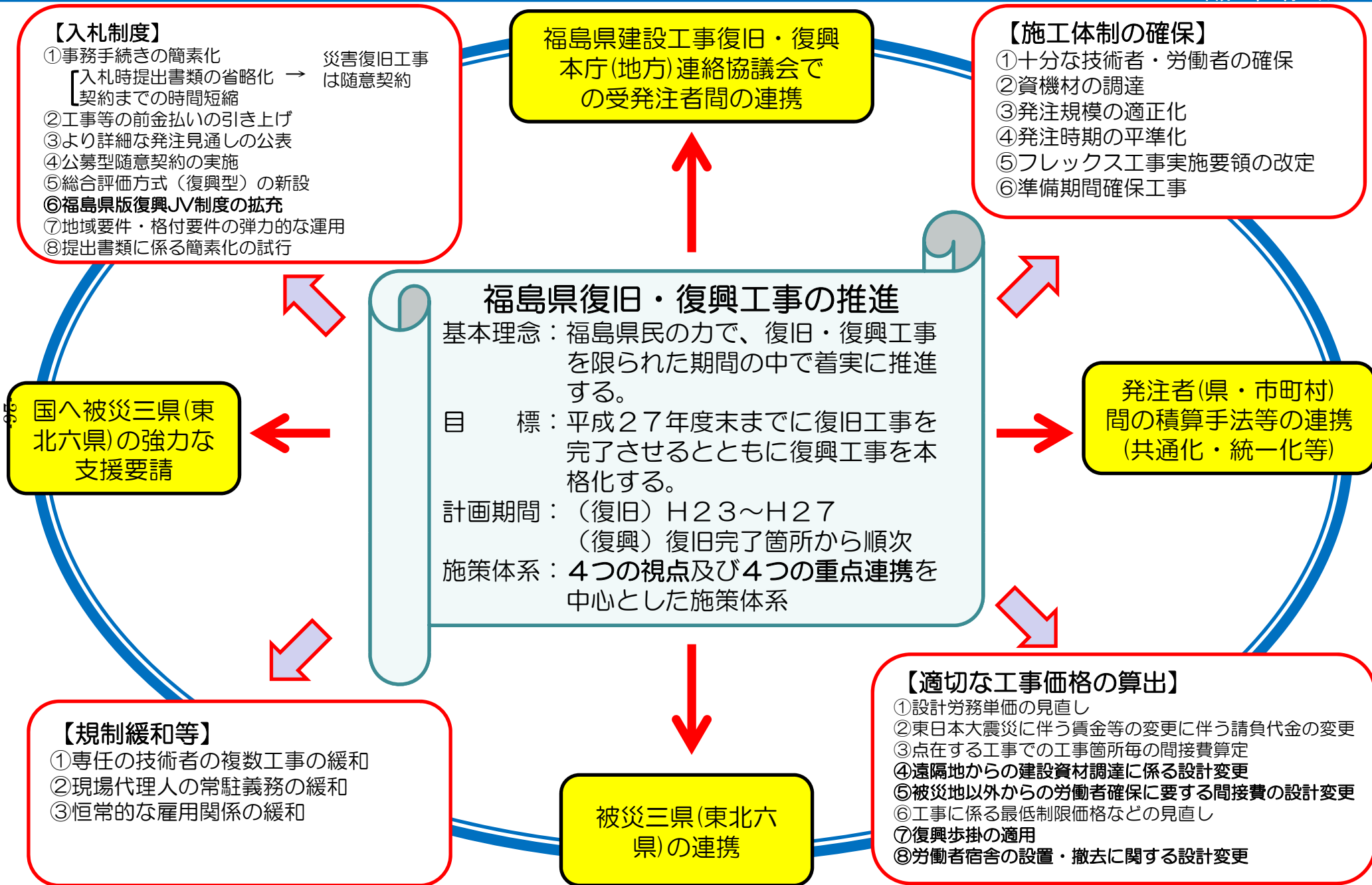
・福島県の「復旧・復興工事に関する施工確保に向けた取組」、大規模工事の入札不調対策
(福島県 建設産業室 平成25年12月18日)

・「復旧・復興工事に関する施工確保に向けた取組」(平成25年10月21日)

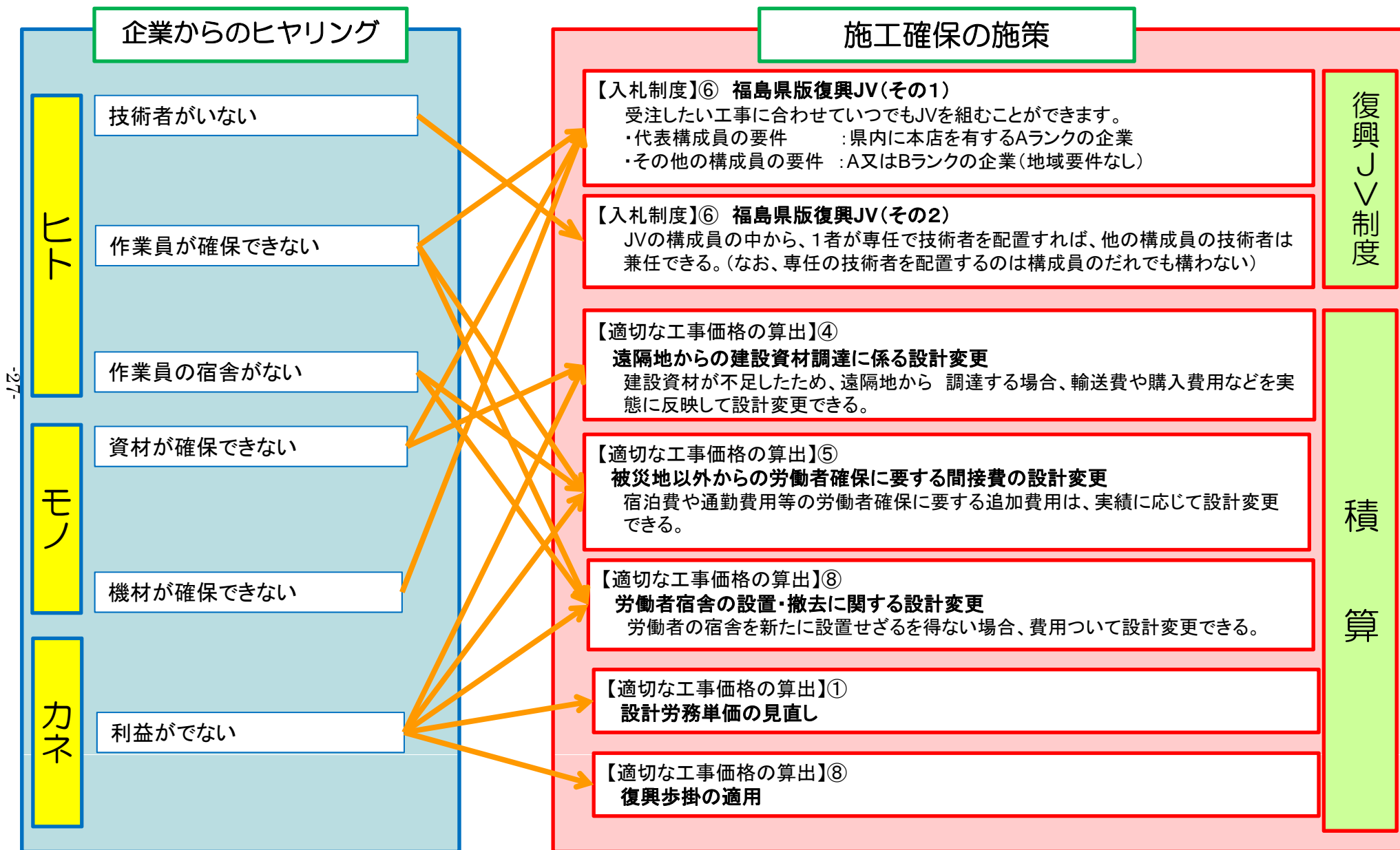
を参照ください。

福島県の『復旧・復興工事に関する施工確保に向けた取組』（全体）

福島県
建設産業室
平成25年12月18日



大規模工事の入札不調対策



【復旧・復興工事に関する施工確保に向けた取組】

●印が、平成 25 年 1 1 月からの取組

(1) 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応

- ① 発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。
＜平成 23 年 12 月～、県独自の取組＞
- ② 資材不足が懸念される方部にあつては、連絡協議会の中に建設資材作業部会を新たに設け、発注者・受注者・資材業者により、方部毎の実情に応じた連携・調整を行っている。
＜平成 24 年 6 月～、県独自の取組＞

(2) 入札制度

- ①**契約事務手続きの簡素化・迅速化**
東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については随意契約により速やかに対応する。
＜平成 23 年 3 月～、県独自の取組＞
- ②**工事等の前金払い割合の引き上げ**
受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払い割合の引き上げを行った。（4割⇒5割）
＜平成 23 年 4 月～、県独自の取組＞
- ③**より詳細な発注見通しの公表**
工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月ごとに内容を見直し公表することとした。
＜平成 24 年 3 月～、県独自の取組＞
- ④**公募型随意契約の実施**
 - ① 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募することとした。
＜平成 23 年 12 月～、県独自の取組＞
 - ② 予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とした。
＜平成 25 年 4 月～ 県独自の取組＞
 - ③ 公募型随意契約で不調となったものは、業者選定型随意契約に移行することとし、県内業者のみでの対応が困難と判断される場合は、地域要件を拡大して業者選定することを可とした。
＜平成 25 年 10 月～県独自の取組＞
- ⑤**総合評価方式に復興型を新設**
復興・再生事業等に係る工事を対象に、入札手続きの短縮、簡素化を図るため復興型を新設し適用できるようにした。復興型は、特別簡易型と同様の総合評価方式であり、予定価格が 19 億 4 千万円未満の工事はすべて適用できる。

設計金額3千万円未満の工事は、これまでどおり、価格競争による。
また、公告期間については最大5日間短縮できる。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑥福島県版復興JV制度の拡充

① 公募型随意契約により発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付等級Aランクの者とした。

＜平成23年12月～ 県独自の取組＞

② 復興・再生事業等又は災害復旧事業に係る工事における特定JVの取扱い内容を見直した。代表構成員以外の構成員は、県内に委任先を有しない格付等級Aランクの者も参加可能とし、予定価格1億円以上の工事を対象とした。

また、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

③ 代表構成員以外のその他の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「A」ランクから、「A又はB」ランクに格付けされている者も参加可能とした。

＜平成25年9月～ 県独自の取組＞

⑦地域要件、格付要件の弾力的な運用

①地域要件

入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。

②格付要件

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付け以上の業者を含めることができることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑧提出書類に係る簡素化の試行

①見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

②総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

(3) 規制緩和＜技術者不足への対応＞

①専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和

① 一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務（原則2件程度）を可能とした。

＜平成24年2月～、国の対応を踏まえた取組＞

>

② 上記①の5km程度を10km程度に拡大し、資材調達を一括で行う場合や相当の部分在同一の下請業者は施工する場合も専任の主任技術者の兼務（原則2件程度）を可能とした。 <平成25年9月～、国の対応を踏まえた取組>

②現場代理人の常駐義務の緩和

① 同一事務所管内の 2,500 万円未満の工事で発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できるような常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。
＜平成 23 年 11 月～、県独自の取組＞

② 上記①-①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。
＜平成 24 年 3 月～、県独自の取組＞

③ 緩和対象を、「同一発注機関のもの」としていたが、「県発注工事であれば発注機関が異なるものも緩和対象となる」に拡大した。
＜平成 25 年 9 月～ 県独自の取組＞

④ 上記①-②に連動して、5 km 程度を 10 km 程度に拡大し、資材調達を一括で行う場合や相当の部分を同一の下請業者が施工する場合も専任の主任技術者の兼務（原則 2 件程度）を可能とした。
＜平成 25 年 10 月～、県独自の取組＞

③配置技術者の雇用条件の緩和

専任の監理技術者等に求める 3 ヶ月以上の雇用関係を 3 ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。
＜平成 23 年 3 月～、明確化平成 24 年 6 月～、県独自の取組＞

(4) 適切な工事価格の算出

①設計労務単価の見直し

① 被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全 51 職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33 職種について改正を実施した。
＜平成 24 年 2 月 23 日～、国の対応を踏まえた取組＞

② 「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を県並びに関係各位から国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う 5 職種の作業員の単価が改定された。
＜平成 24 年 6 月 21 日～、国の対応を踏まえた取組＞

※なお、支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、9 月、12 月の単価改定は実施されなかった。

③ 実績価格や法定福利費相当額を反映し、被災地等の入札不調に対応した機動的な措置として設計労務単価が大幅に改定された。本県平均 20 % 増。
＜平成 25 年 4 月 5 日～、国の対応を踏まえた取組＞

②東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更（イフスライド）

上記①にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。
＜平成 24 年 3 月～、国の対応を踏まえた取組＞

③点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

発注者の判断により、工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とした。

＜平成 24 年 6 月～、国の対応を踏まえた取組＞

④遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態

を反映して設計変更を行うこととした。

＜平成 24 年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑤被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できこととなった

＜平成24年10月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑥工事に係る最低制限価格等の見直し

「契約価格の適正化」を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を2ポイント程度引き上げることとした。(水準：予定価格の概ね85%から90%程度⇒概ね87%から92%程度)

＜平成25年9月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑦復興歩掛の適用

被災3県の現場状況を反映した積算基準（復興歩掛）を適用する。

（土工、コンクリート工の作業量を10%程度補正）

＜平成25年10月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑧労働者宿舎の設置・撤去に関する設計変更

● 工事に従事する労働者の宿舎を新たに設置せざるを得ない場合には、必要となる費用について設計変更により対応することとした。

＜平成25年11月～、国の対応を踏まえた取組＞

(5) 施工体制の確保

①十分な技術者・労働者の確保

公募型随意契約（再掲）

・ 5億円以上の災害復旧に適用 ＜平成23年12月～、県独自の取組＞

・ 1億円～5億円でも準用可 ＜平成25年4月～、県独自の取組＞

福島県版復興JV（再掲）

・ 公募型随意契約に適用し、代表構員は県内企業、その他の構成員は県内に支店営業所を有する者とした。 ＜平成23年12月～、県独自の取組＞

・ その他の構成員は有資格者Aランクでよく、1億円以上を対象にした。さらに、専任の技術者は1名でよいとした。

＜平成25年4月～、県独自の取組＞

・ その他の構成員をA又はBランクが参加可能とした。

＜平成25年9月～、県独自の取組＞

②資機材の調達

① 福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者受注者、資材業者が連携し、福島県内における建設資材の安定供給を図ることとした。(再掲) ＜平成24年6月～、県独自の取組＞

② 相双地方においては、生コンクリートが不足しており、連絡協議会が誘致した仮設生コンプラントが建設された。＜平成25年9月～、県独自の取組＞

③発注規模の適正化

入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んだ。 ＜平成23年12月～、県独自の取組＞

④発注時期の平準化

災害復旧工事について、地震により被害を受けた公共土木施設については3年以内、津波により被害を受けた公共土木施設については5年以内に復旧することとした。

⑤フレックス工事実施要領の改定

「請負者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した

＜平成24年3月～、県独自の取組＞

⑥準備期間確保工事

復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を90日以内で加算できることとした。

＜平成25年3月～、県独自の取組＞

>

<参考>

①工事受注に対するインセンティブの付与

受注意欲を高めるため、一定程度以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。

＜平成25年4月～、県独自の取組＞

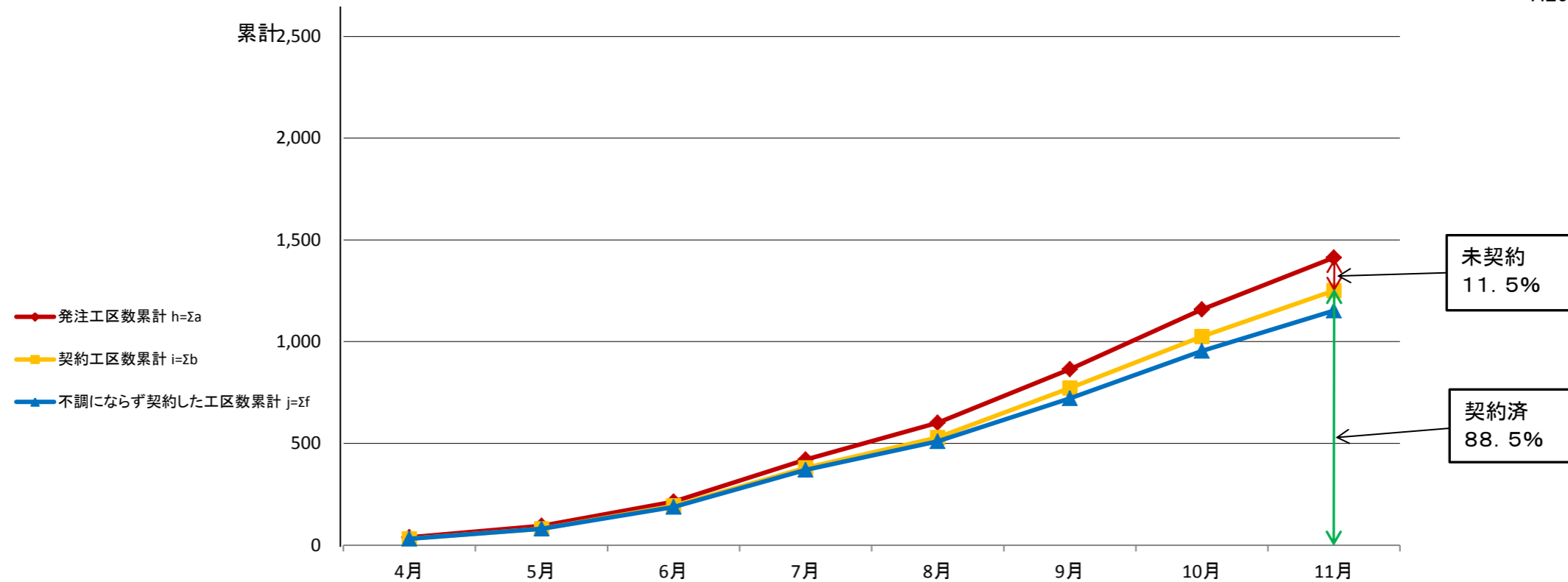
②疑義申立期間の設置

入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとした。

＜平成25年4月～、県独自の取組＞

平成25年度における福島県の工区別工事契約状況

入札監理課
H25.11集計



【県発注工事(予定価格250万円超)の契約状況の推移】

年	月	件数									累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
25	発注工区数 a=c+f	38	57	119	207	180	263	295	254		1,413
	契約工区数 b=d+f	32	48	113	187	149	243	253	226		1,251
	不調発生工区数 c=d+e	6	9	11	25	40	51	62	56		260
	(不調解消工区数) d	0	0	5	5	9	31	20	28		98
	不調増加工区数 e	6	9	6	20	31	20	42	28		162
	不調にならず契約した工区数 f	32	48	108	182	140	212	233	198		1,153
	入札事務工区数 g=b+c	38	57	124	212	189	294	315	282		1,511
	発注工区数累計 h=Σ a	38	95	214	421	601	864	1,159	1,413		
	契約工区数累計 i=Σ b	32	80	193	380	529	772	1,025	1,251		
	不調にならず契約した工区数累計 j=Σ f	32	80	188	370	510	722	955	1,153		
	不調にならず契約した割合 k=j/h	84.2%	84.2%	87.9%	87.9%	84.9%	83.6%	82.4%	81.6%		
契約割合 l=i/h	84.2%	84.2%	90.2%	90.3%	88.0%	89.4%	88.4%	88.5%			

・不調により契約に至っていない割合は、全体工区数の1割弱程度である。

仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

平成26年1月

仙台市

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年4月23日から施行済
 - ・平成26年1月1日現在、5件登録済。活用実績（入札参加）なし。
- <国交省通知と異なる点（独自部分）>
- ・対象金額は1千万円以上5億円未満
 - ・予定価格1億円未満を目安として、東北6県内の企業のみから構成されたJVに参加を限定することがある。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・工事現場の相互の間隔が5km程度について「自動車で行く可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度」とした。
- ・平成25年10月1日より工事現場の相互の間隔を10kmに拡大した。
- ・同一の主任技術者が兼務可能な件数を2件までとした。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成24年6月21日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成25年4月1日以降に当初契約を締結する工事から適用

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年3月2日から運用開始
- <国交省通知と異なる点（独自部分）>
- ・適用、請求日及び基準日の特例として、平成24年2月20日を基準日とするスライド協議の請求を運用施行日から1ヶ月とした。
 - ・適用対象工事において、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象とした。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月2日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・東日本大震災の復旧・復興事業を対象とし運用していたが、平成24年12月20日より、その他災害復旧事業や一般事業も対象とした。

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・ 点在する工事施工箇所間の距離が100mを越える工事については、施工箇所ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出できるものとした。

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

○間接費率の補正

- ・ 平成24年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始

○間接費の設計変更

- ・ 平成24年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（土木工事）

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・ 平成25年2月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは2月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（建築・電気設備・機械設備工事）

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・ 実施していない。

（理由：見積手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため）

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・ 平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは10月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始
- ・ 購入費の変更を対象とする建設資材を、生コンクリート、アスファルト合材、石材（山砂、碎石、捨石、被覆石等）とし、輸送費の変更を対象とする建設資材を仮設材（鋼矢板等）とした。

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・ 平成24年5月に宮城県において、建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会を設置し、5月、7月、10月、1月、平成25年5月、9月に分科会を開催し、建設資材の需給見通し、現状の課題と対応策などについて議論した。

(10) 労働者宿舎設置の積算方法等の試行

- ・ 平成25年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（土木工事）

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・ 平成25年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（建築・電気設備・機械設備・昇降機設備・その他工事）
- ・ 工事規模及び近隣宿泊施設等の状況を考慮した上で、被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（間接費の実績変更の運用）をもってしても、労働者宿舎の確保が困難と認められる工事を対象とした。
- ・ 労働者宿舎はリース契約とした。

(11) 単品スライドのコンクリート類についての運用

- ・ 単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし適用。

同年9月24日より、この2品目以外の主要な工事材料も対象とする拡充を実施済。
(平成25年7月コンクリート類における単品スライドの運用を整理)

- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
・平成25年7月1日以降に当初契約を締結する工事から適用

- (13) 土工とコンクリート工における復興歩掛の活用
・平成25年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

2. 各主体として独自に講じている施策

- (1) 契約締結時点における設計単価変更の運用 (平成24年8月20日以降入札公告)
【従 来】 労務、資材単価等は当初積算時点の単価を精算時まで使用する。(スライド、追加工種による増工は除く。)

↓

- 【現 在】 労務、資材単価等を当初契約締結時点で適用されている仙台市単価を用いて契約変更できる。

- (2) 着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の緩和
(平成25年8月30日以降入札公告)

- 【従 来】 開札日の前日において、他の工事現場に配置技術者として配置されていないこととしていた。

↓

- 【現 在】 指定条件を満たす場合は、着手指定日において、他の工事現場に配置技術者として配置されていないこととした。

- (3) JV案件の代表者以外の構成員における配置予定技術者の施工実績要件の緩和
(平成25年8月30日以降入札公告)

- 【従 来】 会社の施工実績要件と同等の施工実績を配置予定技術者に求めていた。

↓

- 【現 在】 工事内容により配置予定技術者に対する施工実績要件を緩和することとした。

- (4) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算 (平成25年12月3日運用開始)
※東北地方整備局の対策に準じた取り組み

- 【従 来】 現場持込価格 (現場着単価) を採用

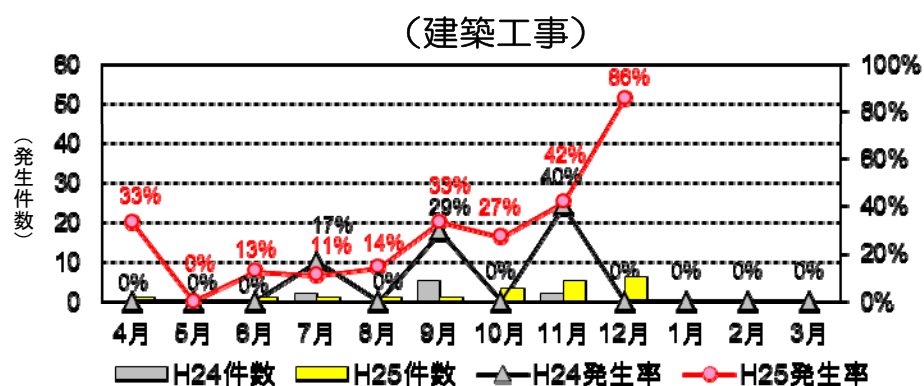
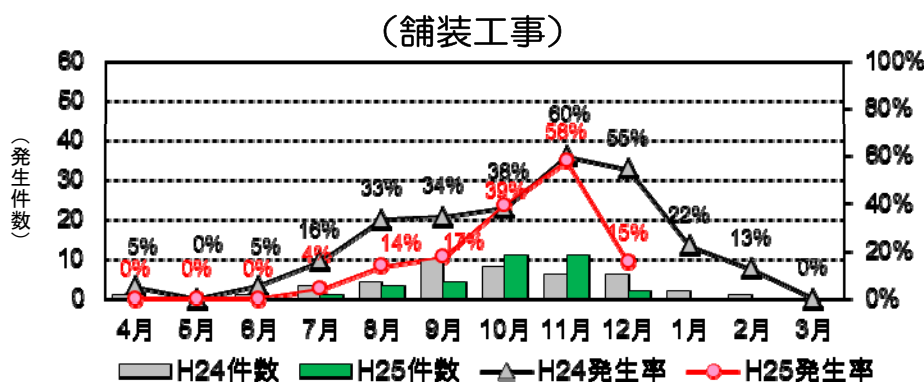
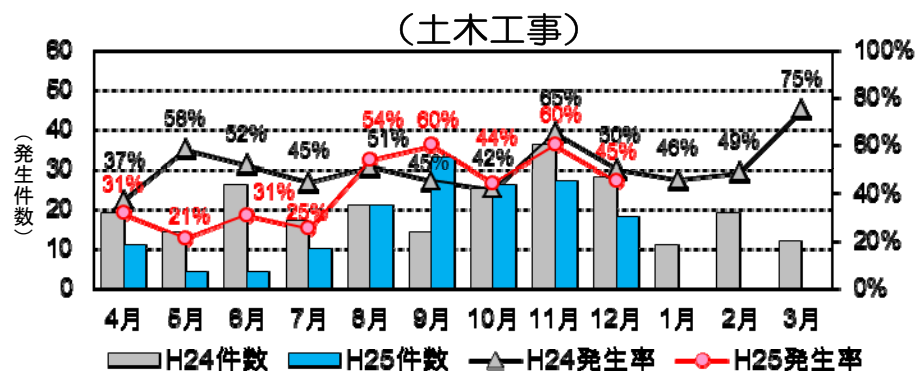
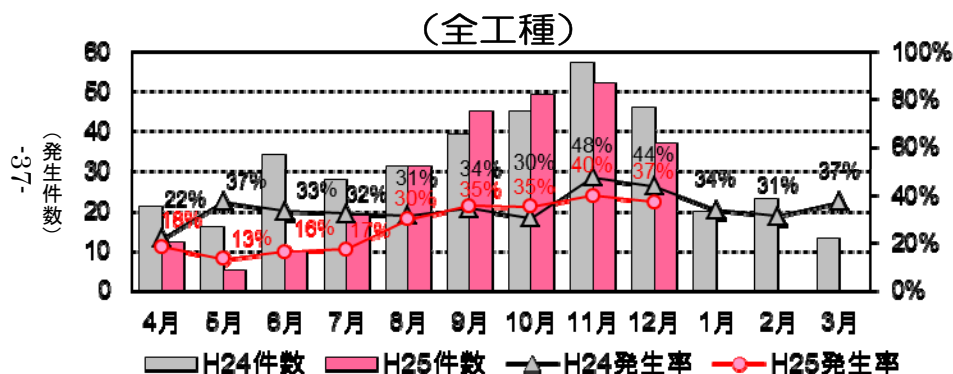
↓

- 【現 在】 調達条件が異なる (供給元で引取する) 場合、取引条件に応じて契約変更できるものとした。なお、対象建設資材は、石材 (山砂、碎石、捨石、被覆石等) とした。

仙台市発注工事における入札不調等の状況

平成25年12月末時点の仙台市発注工事(随意契約を除く)における入札不調・不落件数は、開札件数878件に対し、260件で**入札不調等発生率30%**(前年度35%)となっており、主な内訳として**土木工事45%**(同49%)、**舗装工事20%**(同27%)、**建築工事31%**(同13%)と、全体的には**5%程度減少**しているが、依然として土木工事では高い数値を示している。

<月毎不調不落発生状況(平成24年4月~平成25年12月)>



仙台市発注工事における入札不調等の特徴

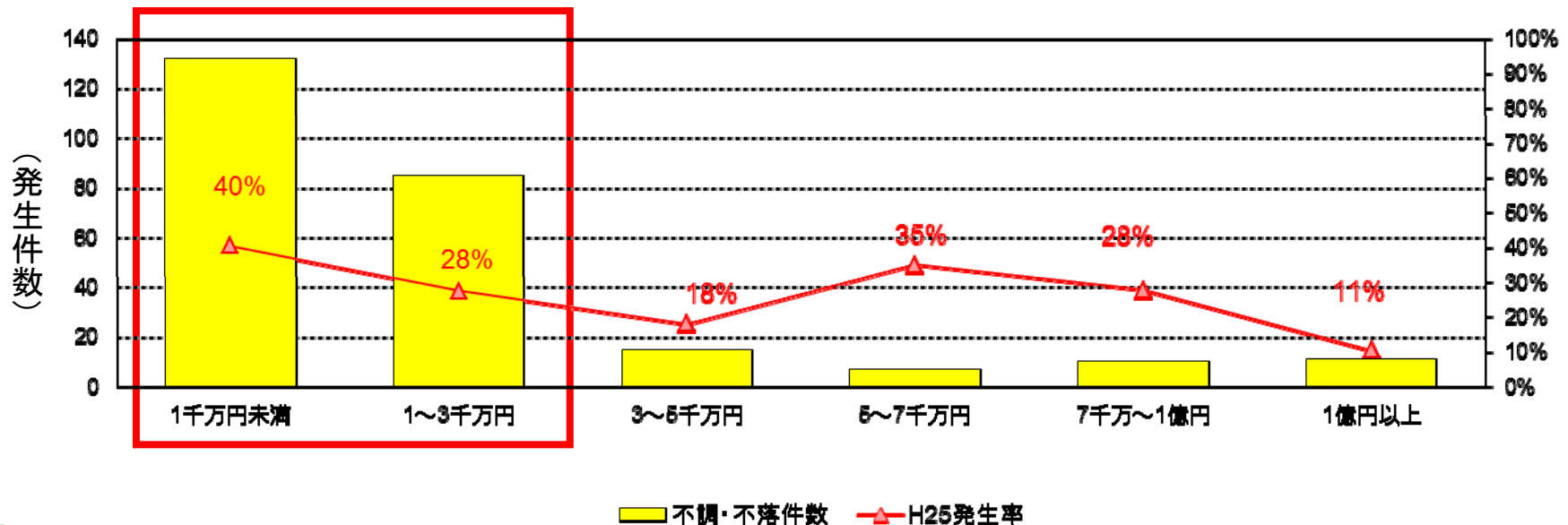
仙台市発注工事(随意契約を除く)では、1億円未満の工事において、高い入札不調等発生率を示しており、また、**入札不調・不落となった260件のうち、217件の約83%が3,000万円未満の小額工事に集中している。**

<入札不調等が発生した場合対応>

入札不調となった場合は、案件毎の規模・内容等を考慮し、**地域要件の拡大**や**更なるロットの大型化**、**入札方式の見直し**などを行い、**再発注により着実に契約を進めている。**

<平成25年度 全工種価格帯別不調・不落発生状況> (12月末時点)

3,000万円未満=217件



仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

<技術者等の確保>

○復興JV制度の創設(平成24年4月23日より運用)

○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(平成24年5月1日より運用)

➤自動車で行き交う工事区間相互の距離が5km程度の現場において、一人の主任技術者が二つの現場を管理することを可能とした。(平成25年10月1日より、工事相互区間の距離を10kmに拡大)

○現場代理人の兼務(平成23年6月20日より運用、平成24年5月1日拡大)【契約約款を活用した独自対策】

○着手指定日を指定した工事における配置技術者の配置要件の緩和(平成25年8月30日より運用)

➤着手指定日において、他の工事現場に配置技術者として配置されていなければ、入札公告における配置技術者の配置要件として認めることとした。

○JV案件における配置技術者の施工実績要件の緩和(平成25年8月30日より運用)

➤会社の施工実績と同等の実績を求めていた、代表者以外の構成員における配置技術者に対する施工実績の要件を工事内容により緩和することとした。

仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

< 予定価格の適切な算定 >

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定(平成24年2月、6月及び平成25年4月改定)

○急激な物価変動に伴う請負代金額の変更【インフレスライド条項】(平成24年3月2日より運用)

○発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出(平成24年7月2日より運用、同年12月20日拡大)

○契約締結時点における設計単価変更の運用【独自対策】(平成24年8月20日より運用)

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入(平成24年10月1日より運用)

○被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応(平成24年3月1日より運用)

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

(平成24年11月1日[土木]、平成25年2月1日[建築・設備]運用開始)【※建築・設備は独自対策】

○被災地で使用する建設機械の機械損料補正(平成25年7月1日より適用)

○東日本大震災の被災地で使用する積算基準(平成25年10月1日より適用)

○労働者宿舎設置の積算方法等の施行(平成25年11月1日より運用)【※建築・設備は独自対策】